

特集



仙台から全国へ、世界に発信！

企業とのコラボレーションによる

# 十年先の 日本の農業

理財部会(氏家照彦部会長)では、2月24日に常任委員会を開催し、株式会社舞台ファームの針生信夫代表取締役より、仙台市が復興の象徴的モデルとして位置づける「農と食のフロンティアプロジェクト」事業について説明をいただきました。

針生氏は、仙台市の農業生産の中心地域でもある東部地域が津波で大きな被害を受けたのを目前にし、あらためて食料のありがたさや食料が無限ではないということを実感。農業を再生・持続するためのモデルと事業化が必要だと考え、プロジェクトの研究会を設立しました。競争力を持った農業を復活させるとともに、付加価値の高い新たな農業モデルを構築するため、水耕栽培を用いた安定生産の仕組みや、農業の担い手を増やすための経営指標を用いた農業の実践など、様々な仕組みを研究しています。

その内容を針生氏の講演から紹介するとともに、仙台市経済局農林部東部農業復興室の岡本一郎室長より、同プロジェクトに関する特区申請の経緯と、その内容について伺いました。





# 新しい価値と共に 再生する農業に、 ビジネスチャンスあり!

株式会社舞台ファーム 代表取締役

はりう のぶ お  
針生 信夫 氏

## バランスシートを 基本にした 農業経営Ⅱ工業的な農業

私は農業を法人化して8年程度なのですが、家業の農業を20歳で継いで10年あまりが経過した頃、企業と契約をしたり、人が雇用できるような農業に挑戦したいと考え、コンビニのサンドウィッチやカップサラダを納めている食品会社にターゲットを絞って契約を結び、必要な量と品質の野菜を安定的に供給する手法を独自に確立、現在に至ります。このように法人化した農業のスタイルを聞いてきたことから、この経験を基に今回の震災によって被災した農業を復興するための最短モデルを作りたいと思い、昨年の12月に立ち上げたコンソーシアム「仙台東部地域6次産業化研究会」に参画することになりました。今日はその研究会の中で考えていること、また浮上している課題や、今後の取り組みについてご説明させていただきますと思います。

今、私たちが考えている新しい農業のカタチというのは、集約型の野菜工場です。野菜工場には密閉型のものもありますが、私たちは太陽光を利用した水耕栽培をやりたいと思っています。ただ、集約的な農業だけが素晴らしいということではないので、土地利用型と施設集中型の農業とを上手く組み合わせられるかとい

うのが今後の課題です。

この2つの条件をどのように組み立てていくかということですが、まず農家は国や県、仙台市から復興の支援をいただきますが、さらに地元の企業、ひいては全国から協力をいただきたいと考えています。そのためには販売先である量販店などと対等な立場で価格交渉ができるくらいにきちんとした計画性を持った、言い換えれば「バランスシートを基本にした農業経営Ⅱ工業的な農業」をキーワードにしていきたいと思っています。

## 民間企業と共に推進 「農と食のフロンティア」

「農と食のフロンティア」プロジェクトの狙いは、「被災農業者の早期営農再開」です。現在、仮設住宅で暮らす農業者も、とにかく早く何かしらの農業に着手して、新たな夢をつかんで欲しいという事です。さらに単に元に戻すというよりは、新しい農業のモデルとイメージをいち早く作り、それを体現させることが必要だと思います。そしてせっかくなので、日本の10年先の農業を仙台から発信できるようにしたいと考えています。また農業者と農業者以外の民間企業が共に知恵を出し合い、新しいビジョンを肉付けする…そんな手法を

模索しています。

さらに食べやすい野菜というのは、歯ごたえが柔らかいかとか、無農薬であるといったことになろうかと思いますが、天候にあまり左右されず、そういった野菜を作れないかという課題もあります。また、そこには被災した皆さんと仙台市の消費者の皆さんとが交流できるような拠点も作りたいということで、事業の内容を考えています。



# 6次産業化

## 1次産業 生産

養液栽培



露地栽培

周辺農家から  
買い入れ



## 2次産業

### 加工

加工包装工場



コールド  
チェーン

## 3次産業

### 流通



[連携]

外食・  
レジャー産業

次に「農と食のフロンティア」プロジェクトの持つ意味についてお話ししますと、このプロジェクトによって、例えば被災した農業者が自らの事業を再び立ち上げられるようにする、あるいは被災農地を生産の場に再生するという時、農業者自身がオーナーとなり、企業の支援、公的な支援のもとで事業を実施できるようにしようとかが、農地の被害に左右されない安定生産の仕組みを作って提供しようといったことが、このプロジェクト

の提供価値であろうと思います。

被災地産業とコラボレーションする「6次産業化」や、農商工連携を推進めようとする時、ほとんどの被災地産業の方は、基本的には仕事としての心構えの上で数字を管理し、連携できるか否かを必ず数字の上でジャッジするわけですが、農業者というのは、いわば「生活者そのもの」なのです。わかりやすく言いますと、定年退職がないということと、2次3次産業の方が定年しますと、仙台は

2、3親等以内に必ず農業者がおりますから、「自分も農業をしてみようかな」と、農業に参入する人たちが少なくありません。ですから、仙台におけるこれまでの農業は、若い担い手がいないから高齢者がしているというよりは、高齢者が退職しない環境にあるのだと思います。そこでスローライフ的な新しい価値を創造するならば、農業にビジネスチャンスがあるという見方もできるということと、農業が持っている魅力的な多面性を生か

し、観光と農業が一体化した、また子どもたちに次世代の農業のすばらしさを伝える食育の場をすべて観光のパッケージとして発信したいという議論も研究会の中で行っています。

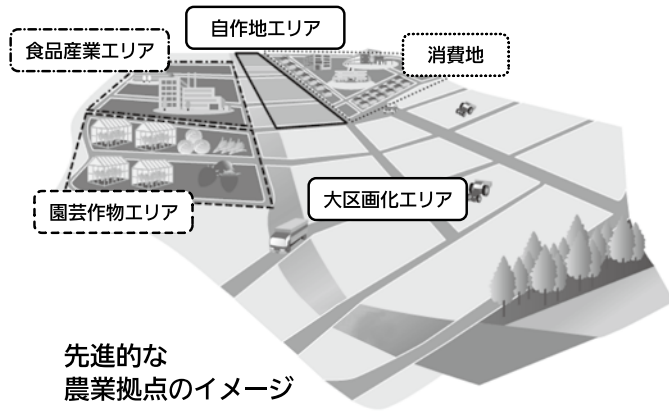
ところで皆さんが食べている野菜には、水耕栽培に向いている野菜と全く向いていないものと、その中間にあるものがあります。それらを作る施設をすべて仙台市に集めると、実は全国的に見ても、他に類を見ない農業施設ができあがることとなります。

そのための農地を提供してくれる方には、賃貸料を農業会社からお支払いすることになります。また農地を貸した人は、大規模な野菜工場の経営に参加したり、そこで働いていただくこともできます。そこには多くの人が集まりますから、将来は直売所や飲食店が建ち、一大エコファーマータウンの様相を呈することになるかも知れません。多くの皆さんが収入を得る場所になる可能性があると思います。

また今後は、市民農園の面積を巨大化したいという考えもあります。市民の方は、大半が休日にしかそこには来られないわけですから、平日は仮設住宅に住んでいる農業のプロフェッショナルであるおじいちゃんやおばあちゃんが管理をしてあげる。そして、その土で作った野菜を購入して、水耕栽培の野菜と上手くミッ

クスの6次化商品を考えるというように、水耕栽培だけではない、土地利用型と市民参加型を融合したような価値の付け方ができないかということ、勉強しているところです。

基本的な方針は、国の農業の基本計画に基づいて進めていきたいと思っていますが、様々なパターンの農業を展開できるようにしていきたいと考えています。



先進的な農業拠点のイメージ

## 日本の農業の新しいモデルを作っていきたい

仙台市の農業統計によると、この25年から30年の間に、残念ながら仙台の農業

というものはどんどん縮小しています。また仙台市の年代・性別農業人口を見てもみすと、平成17年には30歳から39歳までの男性の農業者は、76人しかおりません。簡単に申しますと、野菜は昭和55年には58億7千万円ほど作っていたものが、今は20億円程度しか生産できない状態に陥っているのです。そこで今回の事業による想定金額ですが、約25億から30億円と試算されています。大規模野菜工場の実現により、仙台の野菜生産額が回復する方向に形を変えられるということですから、これはやはり甲斐のある事業になる可能性があると思います。

また「農業に就職したくない」ということは、苦しいとか労働対価が小さいことに若者が魅力を感じられないといったことや、「農家は大変」というイメージが先行して、「農家のすばらしいモデル」が体現できなかったことにも原因があると思います。野菜工場がすべてを解決するわけではありませんが、若い人たちが求めている工業的な工場、例えばスニーカーを履き、カフェの店員のような制服を着て農作業ができないかというように、これまでの農業者では考えつかないような意見が、よく勉強会の中でも出ています。汚れない、重労働ではない、休日やシフトがある。収穫量が天候にあまり左右されない、放射能の驚異がある程度ブロックできるといったような魅力ある

る、発信力のある工場をみんなで作ってみたい」という話が出始めているというのが特長です。

私たちがもつとも狙わなければならないのは、次世代の農業の後継者が少なくなっていることで、何かしら新しい復興モデルによってその問題を解決していかなければならないということだと思っています。仙台市の農業者が、仙台の中だけでカバーするのではなく、宮城県であり東北全体、日本中から「仙台で農業をしてみたい」と思わせるような、魅力ある野菜工場群を創出することによって、次世代の農業・ビジョンを各県に、そして自国に持ち帰りたいというチャレンジャーすらも集まっていたらいいと思います。発信力のあるものを作り上げていきたいと思っています。そのためには今までは日本の農業政策の中にしつかりルールを落として、皆さんの協力をいただきながら、人材をどのように育成していくかという点が大義になってくると思います。しかし、農業というものは「経営者の目線で農業者を育ててきた」というケースが大変少ないというのが実情としてありますので、これからは農業の経営者として、または2次産業、3次産業の方が事業展開をどのようにしたらよいかと悩んでいる部分でコラボレーションすることで、農業者が6次産業化や農商工連携のプランナー、あるいは指導者になるような1

次産業の担い手を仙台で作らあげる。そういう人材育成という仕組みを同時に作りたいということです。

これまでの農業者は、お互いの技術を見せ合う機会は、なかなかありませんでした。しかし、これからはそれをデータ化して、作り方自体を家族継承型から地域の栽培原理原則に落とし込み、工業的な食料生産というロジックを取り入れることによって、飛躍的な成長ができませんかと考えています。しかし、私たちのレベルでは限界がありますので、多くの皆さんの協力をいただきながら、新しい農業が日本の10年先を走っていると聞かれるようなモデルを、この仙台で作っていきたいと思います。あと何カ月か後には、しっかりと答えを出したいと思っていますので、どうか今後ともご協力をお願いいたします。



生産者と消費者をつなぐマルシェ・ジャポン・センダイの様子

# 農と食のフロンティア推進特区について

仙台市経済局農林部 東部農業復興室長 岡本 一郎 氏



## 仙台市震災復興計画

仙台市東部平野地帯は、東日本大震災による津波により、壊滅的な被害を受けました。その被害からの復旧だけでなく、地域全体の復興を掲げ、仙台市では、平成23年11月末に「仙台市震災復興計画」を策定しました。

津波で被害を受けた地域の多くは、米を中心とした多様な農作物を産出する農業地域でした。この復興計画でも、東部地域の農業再生を目指した、『力強く農業を再生する』農と食のフロンティアプロジェクト」を掲げています。

このプロジェクトでは、農地の復旧に加え、東部地域を「農と食のフロンティア」として復興するため、農地の集約・高度利用、法人化などの農業経営の見直し、市場競争力のある作物への転換や6次産業化の促進などの取り組みを支援することとしています。

## 復興特区制度

そのような中、平成23年12月、「東日本大震災復興特別区域法」が成立しました。この法律は、国が策定した復興特区基本方針に沿って、各自治体が特区に関する計画

を策定し、その計画をもとに国が特区の認定を行うことにより、東日本大震災の被災地で行われる復興推進事業に対する優遇措置を定めるものです。

具体的には、各自治体が復興推進計画に定めた復興産業集積区域・集積業種に該当する事業者の方々が復興に寄与する事業を行う場合には、県または市町村の指定を受けることにより税制での優遇を可能とするものです。

税制上の優遇としては、下記の図のとおり4種類の特例措置があります。

1つめは、機械や装置、建物を取得した場合に、特別償却または税額控除を可能とする制度です。

2つめは、集積区域内の事業所における被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除できる制度です。

3つめは、集積区域内に新設された法人の法人税を、指定後5年間無税とするものです。

これら3つの特例措置は、いずれかを事業者側が選択して適用するものですが、研究開発用の資産については、右記の特例措置に加えて、特別償却と税額控除とが可能となります。

## 《復興特区における税制上の特例措置》

【国税】 (◎：既存及び新設の個人事業者、法人に適用可能、○：新設の法人のみ適用可能)

◎ 特別償却 ／ 税額控除	機械や装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除ができます。			
	特別償却	～26年3月末	～28年3月末	税額控除
	機械装置	即時償却	50%	機械装置
	建物・構築物	25%		建物・構築物
				15%
				8%
	(*) 税額控除は所得税又は法人税額の20%が限度。20%を超えた金額については、4年間の繰越控除が可能。			
◎	被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を税額控除できます。(指定を受けた日から5年間) (*) 税額控除は所得税又は法人税額の20%が限度。			
○	復興産業集積区域内に新設された法人が、指定後5年間無税になります。			
	新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入 (指定後5年間、所得金額を限度)		+	再投資した場合の即時償却 (再投資等準備金残高を限度)
	(*) その他、投資・雇用などの要件あり。10年経過後は、毎年度、準備金残高の1/10を益金に算入。			
◎	開発用資産を取得した場合に、特別償却および税額控除ができます。			
	研究用資産について即時償却		+	開発研究用資産の即時償却した減価償却費の 12%を税額控除(通常8～10%)
	(*) 上記3種の選択適用の特例と併せて適用可能。			

【県税】 右記の地方税を課税免除します。

〈県税〉 法人事業税 不動産取得税

(※) 上記国税の特例のうち、特別償却／税額控除、新規立地促進税制もしくは研究開発税制のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限りです。  
平成24年4月1日現在

## 市町村単独申請までの経緯

平成24年2月、ものづくり産業の早期復興・復興を目指すため、製造業、物流施設等を集積業種とする、民間投資促進特区が宮城県と共同で認定されました。

「農と食のフロンティア」プロジェクトを推進するため、農業およびその関連産業について、2月15日、「農と食のフロンティア推進特区」にかかる復興推進計画を仙台市が単独で申請し、3月2日に認定されました。

## 「農と食のフロンティア推進特区」

この特区は、具体的には、仙台市東南部地域の農業振興地域において、農業や雇用の確保に寄与する事業を行う法人や個人事業者の方々が、税制上の特例措置の適用が受けられるものです。

集積業種としては、主な産業として農業を定めるとともに、集積区域として定められた地域内の農産物等を使用する次の3つの業種について規定しております。

### (1) 農業関連加工・流通・販売関連産業

地場産の農産物等を加工し、食料品の製造・卸・小売を行うなど、次の業種であって、区域内で行われる農業や回区域から生産される農産物や農業資源を活用した商品やサービスに関わる事業を行う事業者。

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）、化学工業、通信業（固定電気通信業を除く）、情報サービス業、インターネット附属サービス業、道路貨

物運送業、倉庫業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

### (2) 農業関連再生可能エネルギー関連産業

区域内で行われる農業及び回区域から生産される農産物や農業資源を活用した商品やサービスに関わる事業に対し、エネルギーを供給する事業者。

石油化学系基礎製品製造業及び石油精製のうち、藻類から精製するもの、電気業（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電に関するものに限る。）

### (3) 農業関連試験研究関連産業

農業や食関連の試験研究を行う次の業種。  
学術・開発研究機関、技術サービス業

また、集積区域としては、東部地区及び四郎丸地区の農業振興地域を定めております（図参照）。

下記集積区域内に集積業種が投資を行う場合には、前述のとおり、一定の手続きを踏めば、税の優遇措置が受けられます。

このほかの取り組みとして、農地の大区画化や集約、法人化などの農業経営の見直し、市場競争力のある作物への転換や6次産業化の促進、成長産業としての農業の振興及び雇用の拡大などを進めるよう計画に定めており、側面

的な支援も行うこととしております。

これらの支援制度により、農業法人の設置を促すとともに、農産物の生産のみならず、加工・流通・販売などの関連産業との融合や連携を促進させるものです。

なお、今回特区に指定した区域は、市街地調整区域であり、また農地法や農業振興地域の整備に関する法律に係る土地利用制限などが引き続きあることをご留意ください。

## 会議所の会員が特区制度をどのように活用できるか

商工会議所の会員の皆様には、農業に従事する方以外にも、飲食店や加工産業等に従事される方々もいらっしゃると思います。ぜひ、仙台市東部農業の復興のためにも、これら農地からの産品等を利用して、新しい取り組みを進めていただけますようお願い申し上げます。

《復興産業集積区域図》

